

国税庁「定額減税制度に関する源泉徴収義務者向けの相談体制等について」

源泉徴収義務者向けの相談体制等の充実を目的として、国税庁では次の取組を実施いたします。

- 給与支払者向け所得税定額減税コールセンターの設置
(設置期間) 2024(令和6)年3月1日～7月末
(電話番号) 0570-02-4562 9:00-17:00 (土日祝日除く)
- 給与支払者向け定額減税説明会の実施 (各税務署主催)
(開催期間) 2024(令和6)年3月下旬～5月下旬
(開催日程) 国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご確認ください
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/setsumeikai.htm>
- 制度解説動画の掲載
国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご確認ください
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>